

長野市農業委員会 第19回総会議事録

- 1 日 時 令和3年8月31日(火)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時43分
- 2 場 所 203会議室(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
3番 青木 保 4番 曾根 信一 5番 田中 章一
6番 岡村 豊 7番 鈴木 洋一 10番 村田千代春
12番 小滝 愛子 13番 北村 守 14番 中島 清
15番 林部 安壽 16番 羽田 悟 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 8番 青木 明夫
9番 小林 清男 11番 佐藤 太吉 17番 中澤 澄夫
20番 松田 光平 23番 和田 修 24番 北原 幸平
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 竹内 晃仁
主 査 酒井 雅宏 主 事 岡田 悠希
農業政策課
専 門 員 山口 浩之
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第171号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第172号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第173号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第174号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第175号 非農地決定について
報告第78号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第79号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第80号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第176号 農地所有適格法人への現地調査について
議案第177号 県外・県内他市町村視察研修について

曾根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりですので総会を開催させていただきます。

8月26日の信毎に自給率の記事が載っておりまして、皆様も読んでいるとは思いますがカロリーベースの自給率が37パーセントという数字だそうです。37パーセントとはどういうことかと言いますと、単純にカロリーベースの自給率だけで、輸入が例えば規制された場合、1月1日から食べていくと、だいたい5月の中旬で自給された食料が終わってしまうというのが37パーセントという数字です。国の方では45パーセントを目指しているのですが年々下がってきているという記事が載っていました。それから、その記事には世界では人口増加がありまして食糧不足が懸念されることと、コロナの関係については輸出規制に踏み切る国が多く出ることが心配ではないかということで載っておりました。これからもそういった情報が出てくると思いますので、また色んな視野の中でお読みいただきたいと思います。

さて、第19回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和ですが、通常ですと委員の皆さんにご唱和いただくのですが、新型コロナウイルス対策のために、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着席のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。では、ただ今から第19回の総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意してありますので、ご確認をいただきたいと思います。本日の総会につきまして、現在の委員数は在任委員25名中16名出席で過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している影響を受け、過日の地区調査会においてご了解いただき、8月、9月の総会については会長・会長代理・地区調査会長以外の農業委員の皆さんの出席を半数とし、総会の要件を満たす過半数を確保した上で開催させていただきました。挨拶ですが、初めに青木会長にお願いします。

青木会長 改めまして皆さんご苦労さまでございます。本来であれば25名の委員の皆さんが全員顔をそろえていただいて、熱意ある議論をお願いしているわけですが、今回は16名の委員の皆さまにご参加をいただき、9名の委員の皆さまがたには地区調査会でその意思を反映させていただきまして変則的な総会になりましたけれども、ご理解とご了承をお願いしたいと思います。

います。ご承知のとおり、長野地区は8月15日に警報レベル5ということで非常に厳しい環境下に置かれております。当然、県及び市の当局のほうからも厳しい指導が出されているわけですが、特に若い人たちの罹患者が非常に増えているということ。それから感染力の強いデルタ株が拡大をしているということで、私たち自身も油断を一切してはならないような状況であると思っております。

いずれにいたしましてもこの総会、地区調査会や、それぞれ各地区での会合だとか、現在お願いしている農地パトロール等々の事業もあるわけですが、くれぐれも感染ということを念頭に置いて、お互いに行動をしていきたいと思っております。ご家族の中にウイルスが入ってくると大変なことになるというのは、マスコミでいろいろと見させていただいております。いくらわれわれもウイルスワクチンを打ったといえども、若い人たちやお孫さんたちなども一緒に生活している中では本当に悲惨な家庭生活になってしまいますので、お互いに気を付けていきたいと思っております。

ただ今、曾根会長代理からもお話ありましたように、いずれにしても食料が厳しいということも最近、商業新聞や農業新聞に頻繁に出てきております。一番大きな背景は、異常気象にあると思えます。つい先日、総会前に皆さまがたにお盆の期間の長雨について調査をさせていただきました。残念ながら今回も千曲川河川敷を中心とした畑への冠水、樹木の水没等々の被害が報告されました。一部では畦畔も崩れているといった報告もございますけれども、特に河川敷においては再三こういった被害に遭っているということで、本当に心からお見舞い申し上げますけれども、なかなかそれに対する具体的な対応策というのが取りにくいというのが現状ではないかと思えます。私どもの集めた情報につきましては、関係部門のほうに情報をお流しして、情報の共有化を図っていきたいと考えております。

温暖化につきましては、この前も信濃毎日新聞にも載っていましたが、国際的にも完全に人類による環境破壊等による温度上昇ということをはっきりと言い切っております。そういう面では、ますますこれに対する規制と、われわれの日常生活の中でCO2の対策も含めて、私どもはやはり緑を守るということで、環境保全、CO2排出削減ということに対する対応をしていかなければいけないと思っております。

8月、9月と農地パトロールは既に始まっております。具体的な形で動かれておられる委員さん、推進委員さん、それから農地流動化協力員の皆さまがた、暑い中、汗を流していただき

ていると思います。事務局からの説明にもありましたように、今年はいわゆる荒れている農地を全部チェックしてほしいということでございます。一つ一つチェックしていただいて、私も前から申し上げましたように、これはもう完全に復旧が難しいというものについて、特に山を抱えているような所は非農地決定が大きな選択肢ではないかと思えます。

それにはきちっと現場をまず確認した上で、それぞれまた処置についてのご議論とご判断をお願いできればいいなというふうに思っております。とにかく暑いですが暑熱中症対策として、ささやかですけれども熱を取る首のベルトもお渡ししていますので、活用していただきながら熱中症にかからないようにお願いをしたいと思っています。

お盆前の8月5日に、長野市の学校給食を担当している23名の栄養士さんとの交流会が行われました。主催は長野市の地産地消推進協議会ということで、私も農業委員会代表として出させていただきました。今回、特に学校給食において長野市の野菜それから果物がどの程度の量使われているかというようなお話も聞かせていただきました。ちなみに昨年度は市内産の野菜は学校で使われている全使用量の12パーセント。総量でいうと77トンの野菜が使われたそうです。果物につきましては学校給食に使われたうち長野産は20パーセントということが関係部門のほうから報告をいただきました。

交流会は、たまたまながの農協の長野フルーツセンターの会場で開催いたしましたので、近くのリンゴの圃場等も一緒に見学させてもらいました。特に今年は霜の害が非常に多いということで、その被害状況なども一緒に給食を担当している栄養士さんに見ていただきました。実際にリンゴ等のさびびの状況も現物がありましたので、こういうのがさびびですよと説明し、学校給食で活用してもらえないか、ご検討いただけませんかというようなお話もさせてもらいました。

栄養士さんからは、これは食べられるのか食べられませんかというような質問も出て、われわれのPR不足であると思ひ、その場でぜひ積極的に採用していただきたいということや子どもたちにも機会があれば、こういったものをこういった形で食することには問題はないですよ、というようなことも学べる場所にしていただければいいなと栄養士さんとの懇談会の中で申し上げた次第でございます。

8月4日には、日本農業新聞に記事が掲載された、中条の伊折地区の棚田を守る会がございまして、非常に興味があったので事務局の担当の職員と一緒にこの現場に行ってきました。場

所は山また山を登って行って、最後開けた所に素晴らしい棚田が管理されており、大きな水車小屋もあるというような所で非常に限られた戸数ですが、そこで自然の景観を生かしながら棚田を守り、畑を守り、そしてできれば山林も守っていきたいというような活動を始めようという方々にお会いをいたしました。

伊折の棚田を守る会代表の●●さんと●●さんにお話をお伺いしました。お聞きしたところ3年ぐらい前から国土交通省の特別のミッションで地区内全員を集めて、活動を展開しているというようなお話で、今のところは計画の段階ですけど、これからいよいよ計画に基づいた実施をしていくというようなお話をお聞きいたしました。これは動き始めた段階でまだどのような活動をされ、どのような成果が出るのか見てみたいと感じました。いずれにしても、人・農地プランの実施下ということで、とにかく地区の話し合いに基づいた活動という面での一つの案としてはより興味深い内容でございました。

今日は限られた案件ではございますけれども、闊達なご意見、ご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが私のご挨拶といたします。ありがとうございました。

曾根会長代理

ありがとうございました。引き続きまして市川事務局長よりご挨拶をお願いします。

市川事務局長

こんにちは。事務局の市川でございます。本日はご多忙の中、第19回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。本日はコロナ対策で委員出席員数を減じての開催ということで不規則な形での開催となりますが、大変申し訳ございません。ご理解をよろしくお願いいたします。事務局のほうも、出席人数を調整いたしまして、また説明もなるべく簡潔にさせていただくなど、会議時間の短縮に努めてまいりたいと考えております。本日の会議事項は農地法関係等の議案が8件、報告案件が3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議

長

これから議事進行をさせていただきます。着座にて進行させていただきますことをお許しいただきながらやっていきたいと思っております。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号15番 林部安壽委員。議席番号16番 羽田悟委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。議事に入る前に確認

いたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとのお申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。ありませんね。

【該当者なし】

議 長 なしと確認いたしました。次に議案の訂正の報告を事務局にお願いいたします。

岡田主事 事務局の岡田です。今回、議案の訂正等はございません。よろしく申し上げます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第170号 農地法第3条に規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。説明の前に本日の資料の確認ですが、農地法議案の本冊と、農振除外等にかかる別冊の二つでございます。それでは着座にて説明させていただきます。議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。第19回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から2ページの6番までの6件でございます。内容は所有権移転案件が5件、使用貸借権設定案件が1件となります。なお1ページの1番、2ページの4番の2件は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することはできない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは各地区調査会長から、事務局説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から、1番お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1につきましては農家創設案件です。調査会で申請人のご本人、それから営農計画書に基づいて説明をいただきました。申請人は●●歳で昨年、現住所に戸建ての住宅を購入いたしまして転居をされております。

周りの農地を借りて野菜を作っておられまして、たまたま工場勤務の体系が4交代制ということで、農業に時間が割けるということになりまして、本格的に取り組もうということで、営農意欲もありますし、荒廃農地の活用ということで農家創設としては認められると判断をいたしました。また、地域の調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、2番と3番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願いいたします。2番、3番いずれも有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、4番から6番をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。4番につきましては農家創設案件であります。調査会当日、●●さんに来ていただきながら営農計画等を説明いただきました。●●さんという方は、千葉県に親戚や関係ある方がいらっしゃるということで、●●さんのほうに委託をされたということでもあります。5番、6番については所有権移転や、使用貸借という関係であります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しており、特に問題はないということで判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないので採決に移ります。議案第170号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の挙手の確認させていただきました。議案170号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第171号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第171号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。番号1番から2番の2件です。1番は農家住宅を建築する転用案件です。2番は農業用倉庫の建築及び農家住宅敷地を拡張する転用案

件です。内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。なお先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました農地法第4条の2件の案件は全て許可済みとなっております。以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは案件につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会、関です。ナンバー1につきましては周辺農地の営農条件等、支障が生じる恐れがないと判断し、5条のナンバー6との関連でもありますが、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして東部地区調査会長から2番お願いいたします。
北村地区調査会長 　東部地区の北村です。申請者の既存住宅の一部が申請地内に建てられているということで、農業用倉庫の新設と併せて手続きをするという案件であります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しており、特に問題はないと判断しました。

議 長 　ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 　ないということで確認をいたしました。それでは採決に移ります。議案第171号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので議案171号は全て許可相当と確定いたしました。

　続きまして議案第172号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 　議案第172号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。番号1番から9ページの11番までの11件です。1番は農家分家住宅を建築する転用案件です。2番は資材置場を設置する転用案件です。3番は駐車場及び寮庭を設置する転用案件です。6ページをご覧ください。4番は市発注の水道管敷設工事に伴い現場事務所、資材置場及び駐車場として一時使用するもので、許可日か

ら令和4年5月10日までの一時転用案件です。7ページをご覧ください。5番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。6番は農家住宅を建築する転用案件です。7番は住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。8ページをご覧ください。8番は駐車場と家庭菜園、住宅進入路を設置する転用案件です。9番は自己用住宅を建築する転用案件です。10番は資材置場を設置する転用案件です。9ページをご覧ください。11番は駐車場及び資材置場を設置する転用案件です。

また、番号9番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において開発行為を行う場合は、この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました農地法第5条の13件の案件のうち12件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な1件につきましては許可証がまだ届いてはいませんが、間違いのないものと考えています。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から11番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番から6番をお願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査の関です。ナンバー1から6について、いずれも周辺農地の営農条件等も支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして西部地区調査会長から7番、8番お願いします。
岡村地区調査会長 　西部調査会の岡村です。7番、8番ともに許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から9番、10番をお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。9番、10番いずれも地区調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響がないと判断しました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から11番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。駐車場とコンテナの置き場設置という

- ことであります。調査会で検討した結果、許可条件に適合して
 いて、特に問題はないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今
 の事務局説明会並びに各地区調査会長の報告について、発言の
 ある方は挙手をお願いいたします。
- 酒 井 委 員 はい。
 議 長 酒井委員さん。
- 酒 井 委 員 5 ページの3ですけれども、駐車場は分かるのですけども、
 寮庭っていうのは一体どういうことを意味するのですか。
- 議 長 事務局からご説明をお願いします。
- 竹 下 主 幹 兼 3 番の駐車場及び寮庭の設置で、この施設につきましては6
 事務局 長 補 佐 ページの上段の受人に書いてあるとおり、●●が管理してあり
 ます児童養護施設●●というものがございまして、その寮の庭
 という意味で寮庭ということで申請事由にあげていただいた
 ものです。
- 議 長 酒井さん、いいでしょうか。
- 酒 井 委 員 もう一点。その場合、固定資産税などはどういうふうになる
 のですか。
- 竹 下 主 幹 兼 正確には分かりませんが、減免ないしは非課税の措置がとら
 事務局 長 補 佐 れていると思います。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 酒 井 委 員 はい。いいです。
- 議 長 他にいかがでしょうか。特にありませんか。それでは意見が
 出尽くしたようでございますので、採決に移らせていただきます。
 議案第 172 号について、許可相当にすることに賛成の方の
 挙手を求めます。
- 【全員挙手】**
- 議 長 全員の方の賛成が確認できました。議案第 172 号は全て許可
 相当と決定をいたしました。続きまして議案第 173 号 長野市
 空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といた
 します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 竹 下 主 幹 兼 議案第 173 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指
 事務局 長 補 佐 定について、ご説明申し上げます。11 ページをご覧ください。
 番号 1 番の 1 件ですが、この件につきましては長野市空き家パ
 ンクと市長が適当と認める団体が運営するものに登録された
 空き家に付随した特定農地の指定でございます。指定する農地
 は長野市富田●●番●●、●●番●●、●●番●●の畑 3 筆で、
 面積は合計 864 m²です。通常、芋井地区の下限面積は 10 アール
 ですので、864 m²では所有権移転はできませんが、空き家に付
 随した農地につきましては、空き家とともに取得する場合に

は、農家創設をすることなく1アール以上10アール未満で取得することができます。

また、この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準である要件を全て満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、ご審議のほどをお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。今、事務局からルールの説明があったとおりでございまして、調査会で検討いたしました結果、特に問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 質問がありませんので採決に移ります。議案173号を特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空き家に付随する特定農地を指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認できました。議案第173号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案174 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農政課から説明をお願いいたします。

農業政策課
山口専門員 農業政策課、山口です。議案第174号 農振除外等に係る意見聴取についてをご説明いたします。着座にて失礼いたします。資料につきましては右上に別冊と書いてある資料になりますのでお願いいたします。それでは資料の1ページをご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更2件となります。資料の2ページをご覧ください。軽微変更番号1、事業計画者と土地所有者の●●さんですけれども、農業用施設を建設し、リンゴの集出荷作業場として既に利用されているため、今回追認となるものでございます。申出地は赤沼字午割●●及び●●、となります。地目は畑です。軽微変更面積は251.51㎡。長野平土地改良区の受益地ですけれども、土地改良事業等の実施はございません。

農地法につきましては、1種農地ですけれども農業用施設であり、転用の見込みあり、開発許可は農業施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、1から4につきまして

は条件を満たしております。また5につきましては軽微変更の際は要件から除外をしております。

続いて内容説明ですので下段のほうをご覧ください。事業計画者は赤沼地区で主にりんご及び花卉の生産を15,033㎡ほど行っております。りんごの圃場は地区内で散在しており、自宅敷地内の作業場まで運搬することは非効率であることから、栽培農地のほぼ中心に位置する申出地に集出荷用の作業場を建設し利用しております。農用区域の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出をするものでございます。なお3ページから6ページには、位置図・配置図・平面図・立面図を付けておりますので、ご参考をご覧ください。

続きまして7ページをご覧ください。軽微変更番号2番です。事業計画者は●●さん。土地所有者は奥さんの●●さんです。農業用倉庫を1棟建設し、農業機械等の保管庫として利用するために申し出をするものでございます。申出地につきましては、若穂綿内字東古屋●●、地目は田です。軽微変更面積196.55㎡、河東土地改良区の受益地ですけれども、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては、農用区域内農地で2アール未満の農業用施設のため届出により見込みあり。開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件等につきましては先ほどと同じで1から4までは条件を満たしております。5につきましては条件から除いています。

続いて内容説明ですけれども、事業計画者は10年ほど前から若穂綿内地区を中心に農地を借り受けて水稻を中心に17,908㎡営農しておりますけれども、農業用機械や資材を保管する倉庫がないため、シート等をかぶせて保管をしている状況です。今回、農業用倉庫の建設を計画していましたが、居住地にはスペースがなく、近隣で建設地を探しますが、なかなか適地が見つからなかったことから申請地に建設するため、申し出をするものでございます。なお8ページから12ページには、地図・現場状況図・立面図・配置図等を添付してございますので、参考にご覧をいただきたいと思っております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは案件について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番をお願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。1番につきましては軽微変更であり要件を満たしており、許可できると判断いたしました。以上

- です。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長から2番、お願いいたします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。●●さんにつきましては一生懸命な農家の方で、倉庫が敷地の中にできなかったということで、やむを得なく農地を使って倉庫を建てるということでもあります。除外要件を満たしているということ等から、特に問題はないということで判断させていただきました。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方、挙手をお願いいたします。特にございませんか。
- 議 長 【質疑なし】
発言がないようですので採決に入ります。議案第174号の軽微変更案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
はい、ありがとうございます。全員の賛成を確認できました。よって議案174号は用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。
続きまして議案175号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 議案第175号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から14ページの28番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきまして、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により総会で非農地決定をお願いするものでございます。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは山林が3筆で面積が1,488㎡。原野が25筆で面積は13,852㎡。合わせて28筆、15,340㎡でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。
- 議 長 【質疑なし】
ないようですので採決に移ります。議案第175号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
全員賛成でございますので議案第175号は原案のとおり決定をいたしました。
続きまして報告第78号 農地法第4条第1項第8号の規定に

よる届出について、報告第79号 農地法5条第1項第7号の規定による届出について及び報告第80号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についての3件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

報告第78号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。15ページをご覧ください。番号27番から18ページの38番まで12件です。農地を農地以外に転用する場合は県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっています。4条の転用届で自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第79号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告申し上げます。19ページをご覧ください。番号75番から23ページの89番までの15件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第80号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。25ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第78号、第79号及び第80号についてご説明がありました。発言のある方、挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんね。

【質疑なし】

議

長 質問がないようです。報告案件でございますので、ご了解をいただきますよう、よろしく申し上げます。以上で農地法等に関する事項については終了いたしました。

次にその他、農業委員会等に関わる事項について審議をいたします。議案第176号 農地所有適格者法人への現地調査につ

いてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

酒 井 主 査

事務局の酒井と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは議案第 176 号 農地所有適格法人への現地調査につきまして資料に沿ってご説明いたします。

1、目的。令和 3 年度事業計画に基づき、農地所有適格法人の経営実態を現地において調査することで、実態に即した支援・指導を行うものでございます。右下の四角の中に過去に実施した参考を記してございます。

続きまして 2、実施について。(1) 対象法人。農地所有適格法人 18 法人となりまして、1 枚おめくりいただきまして 2 枚目をご覧ください。4 月 1 日現在の農地所有適格法人一覧となります。この中で 10 番目に記してあります、●●は 6 月に農地所有適格法人の届出があった法人であり、定期報告書の提出期限がまだきていないため、今回の現地確認からは除外しております。そして一番下に現地確認法人数としまして、北部が 9、西部 1、中部 2、南部 3、東部 3、それぞれの訪問数となります。

お戻りいただきまして 1 ページ目の 2 の (2) 実施時期。10 月中旬から 11 月の間に法人の希望日の調整をいたしまして実施いたします。3 ページ目をご覧ください。こちらに現地調査の実施スケジュールを記載しております。令和 3 年度の実施スケジュールは以下のとおりということで、まず本日の総会が終了後 9 月初旬に調査票及び実施希望日調査書を市内の農地所有適格法人宛て送付いたします。こちらの返送期限が 9 月 17 日金曜日前後を予定しております。その後、9 月の地区調査会にて法人の希望日と現地調査の日程のすり合わせ、また担当委員の決定をしていただきます。担当委員は一現地確認につきまして 2、3 名程度でお願いしたいと思います。

そして 10 月初旬以降ですが、こちらは事務局で行う作業になりますが、法人の耕作する農地の農地台帳を確認。また担当委員へ当該法人の調査票・定期報告書等を送付させていただきます。その後、10 月中旬以降に法人への現地調査を実施ということで担当委員と事務局職員で実施します。現地確認の場では正すべき内容、遊休農地などがみられた場合は、現場にて指導を行っていただきたいと思います。

それでは 1 枚目にお戻りください。3 の支援・指導内容についてご説明いたします。(1) 農地所有適格法人としての要件の確認、こちらは事務局で実施するものになりますが、農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により農業委員会に毎

年報告書を提出する必要がある、報告書の内容が農地所有適格法人としての要件に適合しているか確認するとあります。

4番目をご覧ください。資料の1番として、農地所有適格法人の要件をこちらに書いてございます。(1)の、これは県の農政部が発行した資料を参考にしたものですが、要件としては大きく四つございまして、一つ目が法人の形態要件。株式会社、農事組合法人、合名会社等であること。二つ目として事業要件。主たる事業は農業であって、これが法人の売上高の過半を占めていること。三つ目として、構成員要件。農業関係者が総議決権の2分の1を超えていること。四つ目として役員要件。役員の過半が農業の常時従業者、原則、年間150日以上である構成員であること。また役員または重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事していることで、原則、年間60日以上。こういった要件を満たしているかどうかを確認いたします。

それでは1枚目にお戻りいただき、3の(2)からは委員の皆さまにお願いする事項になりますが、農地所有適格法人の状況確認の助言等としまして、市内の農地所有適格法人の状況について事前に照会する調査票をもとに担当地区調査会から選出された委員が現地確認の聞き取り調査を実施する。特に農地の効率的利用に向けて重点的に聞き取りを行う。(3)農地法上問題のある法人に対する指導等といたしまして、農地利用状況調査の結果から農地の荒廃化や違反転用等問題のあると思われる法人に対しては聞き取りの上、指導を行っていただくものです。

4枚目の裏面に農地所有適格法人を含めた法人化のメリットと義務、負担の一覧と、あと下段には農地所有適格法人等と一般法人との違い等が一覧になっているものを載せておりますので、ご覧いただければと思います。それでは議案第176号についての説明は以上となります。

議 長 　ただ今、事務局から農地所有適格法人への現地調査について説明をいただきました。これより質問をお受けいたします。ただ今の事務局説明について、ご発言のある方は挙手をお願いします。

中 島 委 員 　はい。

議 長 　中島委員。

中 島 委 員 　この調査については、参考のほうを見ておりますと3回ほどやられているということでございますけれども、何年に一度やるとか、そのような決まりはあるのですか。

酒 井 主 査 　第17期の時は、基本的に毎年やられていたようなのですが、18期になったときに現地確認につきましては、任期3年のうち

に1回という話になり、今年度実施したいと考えております。

中 島 委 員 長 はい。ありがとうございました。

議 長 その他、いかがでしょうか。それでは各地区の該当する法人のリストもお渡ししてありますので、この要領で調査をしていただくということでもよろしいですか。いいですね。他に質問がないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議 長 ありがとうございました。賛成多数ということで、議案176号は原案のとおり決定といたしました。よろしくお願いいたします。

次に議案177号 県外県内他市町村視察研修についてを議題といたします。本件につきましては今月の各地区調査会で事務局から説明をさせていただきました。事務局より各地区調査会での意見と検討状況をまとめて議案の説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

酒 井 主 査 事務局の酒井です。引き続き説明させていただきます。着座にて失礼いたします。議案第177号 県外及び県内他市町村視察研修につきましてご説明いたします。各調査会でもご説明させていただきましたが、再度ご説明させていただきます。令和3年度事業計画におきまして、県外視察は9月、また県内他市町村視察は11月に予定されておりますが、首都圏を中心にデルタ株のまん延に伴いまして感染者数が急拡大していることから、視察研修の内容を見直すものでございます。下のかっこ書きにもございますが、本市議会においては現在、他市町村に対する視察の実施・受け入れを中止しておりまして、8月に開催される議会運営委員会にて、今後、下半期の視察の実施・受け入れ判断を決定する予定と聞いておりますので、そちらの結果も今後の参考とさせていただきたいと思っております。

以上を踏まえまして、現時点で事務局としましては視察研修を行うことを前提として考えたのが案1となりまして、実施する場合には10月の総会で最終決定をしていただく予定としますが、内容としましては9月に予定しております県外視察と、11月予定しております県内他市町村視察を一本化し、令和3年12月上旬から1月中旬にかけて県外視察を実施するものでございます。日程としましては日帰り。農業委員・推進委員の全員参加、2班編成を検討しています。ただし受け入れ可能な視察先が見つからない場合や、全国及び各県の感染状況によっては中止するというところでございます。

案2としましては視察研修を実施しない場合であり、この場合は事業計画で予定しております2月の合同研修に合わせて、

何らかの研修・講演を実施したいと思っております。例としましては、県外の講師を招き、県外の農業事例等の講習を実施。県内農業試験場等の講師を招き、新品種や災害対策等の講習を実施。また各地区調査会の代表によりますこれまでの活動事例等発表会を実施。視察研修を実施しないとなった折にはこういった内容のものを検討していきたいと思っております。以上で議案第177号の説明を終わります。

議 長 　ただ今、事務局の説明がありました。まず各調査会長から検討結果等について、補足してご意見ありましたらお願いします。特別いいですか？ないですね。委員の皆さんのほうから、ご自分のお考え等含めて意見がございましたらお願いをいたします。

塚田委員 　いいですか。

議 長 　塚田委員さん。

塚田委員 　今、事務局の酒井さんからもお話あったとおり新型コロナウイルスが今はデルタ株というようなことで、非常に世の中まん延しつつあるという状況ですが、また新たな変異株というものも出ているという報道がある中で、総会について今回半数程度のお出席ということですが、毎月案件は必ず出てくるわけで、要は不測の事態になったとき、例えばこの中で感染者が出た、濃厚接触者になったというようなことで総会が開催できないというようなことになってしまった場合の対応に関して案は考えておられるのかお伺いします。

議 長 　コロナ禍に対する業務の在り方についてということの質問です。はい、市川事務局長お願いします。

市川事務局長 　ご意見ありがとうございました。塚田さんおっしゃるご意見ごもっともであるかと思しますので、管理の在り方につきましても善処に向けては今後検討していきたいと思っております。濃厚接触の方が委員さんに出られた場合など不測の事態には、現場対応といたしますか、それ以外の委員さんに連絡を取りながら必要定数に満たしたところで当面は行っていくような形になるかと思っております。今後、長期的なものをみた場合には、やはりリモート会議等ということになるかと思っておりますが、ただそちらのほうは経費が伴いますので、すぐにとすることは難しいですし、今の時点では見通しが立てられないものであります。

　ちなみに今年度、農業会議のほうで、対応パソコンを各農業委員会のほうへ配備するというモデル事業を始めたのですが、長野市も手は挙げたのですが、今回は不該当ということですので、そういった国等の助成のほうがこれからついてくればリモートのほうも可能になってくるというのが見え

てくるかと思えます。いずれにしましてもこういう状況ですので、不測の事態については日頃から事務局と役員さんも含めて準備はしておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議 塚 田 委 員

長 よろしいですか。
視察研修に関しては、対応は非常によろしいのではないかと
思いますが、いろいろな不測の事態が考えられますので、
特に今回のことは前例がないこととありますので、やはり先を
見据えていろいろな対応ができるように、考えておいたほうがよ
ろしいかなと感じております。以上です。

議 長

私の立場からも、事務局に対して総会もそうなのですが地区
調査会についても会場の選択も含めてサポートしていただ
くようにお話をさせていただいております。いずれにいたしま
しても、万が一の場合については指導力を発揮しまして、個々
にコンタクトを取りながら事務局のほうで進めていただけ
ると伺っておりますので、対応をよろしくお願ひしたいと思
います。

冒頭申しましたように、農業委員会の委員の皆さまがたから
コロナ感染等ないように最大限日常の生活対応含めてあらた
めてお願ひ申し上げます。ありがとうございました。他ござ
いますか。研修については事務局原案でよろしいですか。本当
はやりたいのですが、当然、相手もあることであり、環境が全
くまだ見えてないですね。ということからすると、私どもの農
業委員会だけでなく、他の部門や県の考え方など参考にし
て、その都度、対応に遅れることの無いようよろしくお願ひを
したいと思えます。

それでは議案第 177 号について、他にご発言がなければこの
事務局原案で良いということで、賛成させる方の挙手をお願
ひします。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございました。全員の方の賛成が確認できた
ので、議案第 177 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で予定した議事の全てが終わりました。その他、委員会
業務で何かご意見等はございますか。

一点だけ私のほうから事務局に確認しますが、今日出
られなかった委員の皆さまへのこの結果についてはどういう
形でフィードバックされるのでしょうか、お願ひします。

竹内事務局長補佐

事務局の竹内です。出られなかった委員の皆さまには本日の
資料と併せて、審議結果をまとめたものを添付して、明日郵送
したいと考えております。事務所からは以上です。

議 長

対応よろしくお願ひ致します。本日の議案の審議につしまし

ては全て終了いたしました。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通して委員の皆さまから何かございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。では最後に事務局のほうから今後の日程のお知らせを含めてお願いします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。総会資料とは別に農作物等の被害状況調査地区別一覧ということでまとめたものお配りしてございますが、こちらにつきましては、お忙しい中、委員の皆さんには情報を集めていただきましてありがとうございました。8月の地区調査会で報告あったものをまとめたものになります。千曲川の河川敷の浸水被害が主なものでございます。

続いて次第のほうに戻りまして、次回の総会でございますが9月30日の木曜日、午後1時半から第一庁舎4階、141会議室になりますのでよろしくお願いいいたします。それから裏面になります。上段は地区調査会の日程になります。下段は今後の会議予定一覧ということで、9月から11月までの日程を載せてございますので、ご確認いただきたいと思います。この中で8番の長野県農業委員会大会が11月16日に農業会議の主催で予定されておりますが、会場が当初のホクト文化ホールからビッグハットに変更になっておりますのでご了承いただきたいと思います。事務局からは以上になります。よろしくお願いいいたします。

曾根会長代理 ありがとうございました。では以上で第19回総会を終了いたします。長時間にわたりましてご苦労さまでした。

青木会長 ご苦労さまでした、ありがとうございました。